児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一　児童福祉法関係

一　児童福祉司の数の基準（第十三条第二項関係）

児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとすること。

二　要保護児童対策地域協議会の強化（第二十五条の三第二項関係）

関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。

第二　児童虐待の防止等に関する法律関係

一　関係機関の連携の強化（第四条第一項関係）

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴

力相談支援センター、学校及び医療機関の間を明記すること。

二　児童虐待を受けた児童が移転した場合の児童相談所長による情報の提供等　（第四条第六項関係）

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとすること。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとすること。

三　児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導　（第十一条第一項関係）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとすること。

四　施設入所等の措置の解除に当たっての勘案事項の追加　（第十三条第一項関係）

都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明らかにすること。

第三　児童福祉司の数の基準に関する見直し規定の追加　（附則第六条関係）

児童福祉司の数の基準については、児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとすること。

第四　検討規定の追加等

一　児童相談所の体制の強化に対する国の支援の在り方についての検討　（附則第七条第一項関係）

政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、児童を一時保護する施設及び委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

二　児童の意見の尊重等の在り方についての検討　（附則第七条第四項関係）

政府が検討を加えるべき、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の例示として、児童の意見を聴く機会の確保及び児童の権利を擁護する仕組みの構築を追加すること。

三　児童虐待の防止等に関する施策の在り方についての検討（附則第七条第九項関係）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

四　通報の対象となるＤＶの形態及び保護命令に係るＤＶ被害者の範囲の拡大（附則第八条第一項関係）

政府は、この法律の公布後三年を目途に、配偶者からの暴力の発見者による通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

五　ＤＶ加害者の地域社会における更生のための指導等（附則第八条第二項関係）

政府は、この法律の公布後三年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

第五　その他

その他所要の規定を整理すること。